

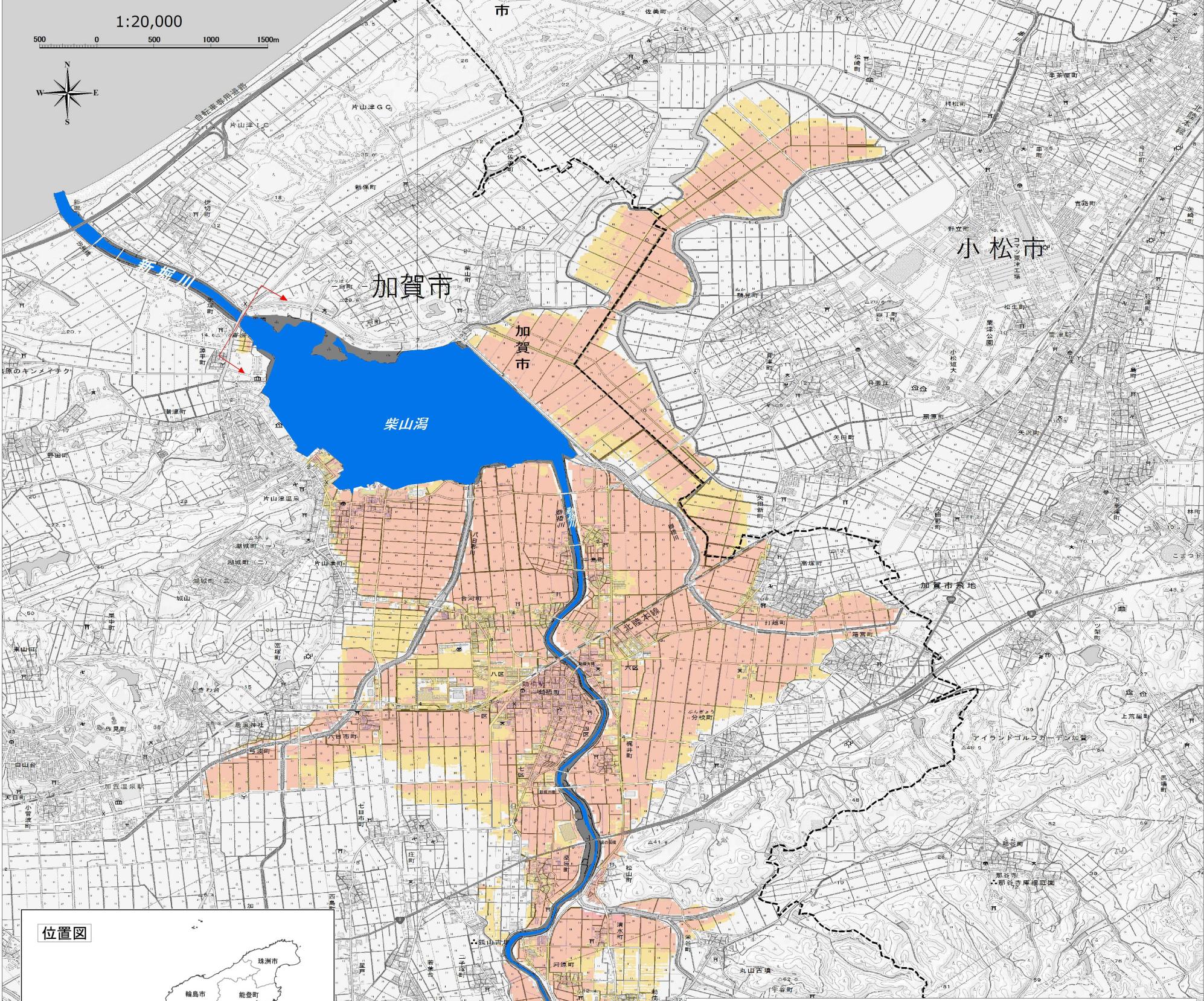
新堀川水系新堀川・動橋川 洪水浸水想定区域図 (計画規模)

凡 例

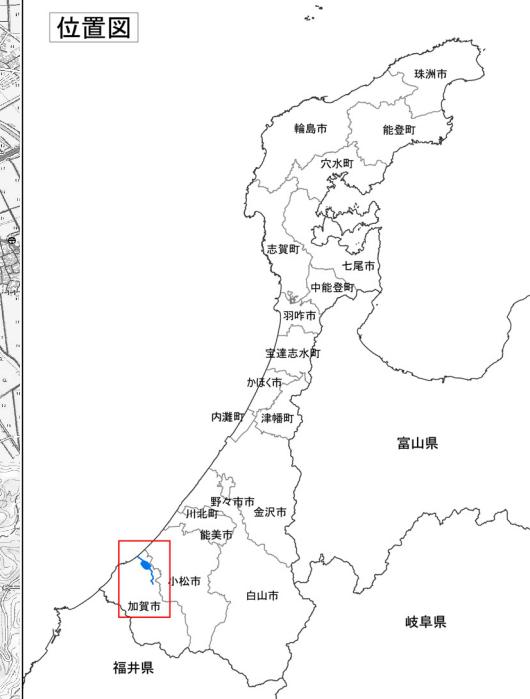
- 浸水深
- 0.5m未満の区域
 - 0.5m~3.0m未満の区域
 - 3.0m~5.0m未満の区域
- 市区町村界
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる水位周知河川

1:20,000

500 0 500 1000 1500m



位置図



新堀川水系新堀川・動橋川洪水浸水想定区域図（計画規模）

1 説明文

- (1) この図は、新堀川水系新堀川・動橋川の水位周知区間について、水防法の規定に基づき、計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図（計画規模）は、指定時点の新堀川・動橋川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる概ね50年に1回程度起こりうる降雨に伴う洪水により新堀川・動橋川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) 洪水浸水想定区域図（計画規模）の作成にあたっては、指定時点の新堀川・動橋川の河道の整備状況を勘案して想定した複数の被堤箇所について、それぞれシミュレーションにより浸水の状況を予測し、これを重ね合わせて最大の水深、最大の範囲を示した図面を作成しています。
- (4) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川や隣接する他河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 石川県
 - (2) 指定年月日 平成30年12月19日
 - (3) 告示番号 石川県告示第521号
 - (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項
 - (5) 対象となる水位周知河川 新堀川水系新堀川・動橋川
（実施区間）加賀市中島町動橋川合流点から加賀市伊切町源平橋まで
加賀市横北町柳橋から柴山潟合流点まで
新堀川流域の1日間の総雨量19.4mm
加賀市、小松市
 - (6) 指定の前提となる降雨
 - (7) 関係市町村
 - (8) その他計算条件等
- ①氾濫計算は、対象区域を2.5m格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として計算しています。
②計算メッシュの地盤高は、基盤地図情報（数値標高モデル、5mメッシュ）等から求めた平均地盤高を用いています。このため、微地形による影響があらわせていない場合があります。
③連続して大規模に盛り土された道路や中小河川の堤防等については、計算メッシュにおいて平均地盤高とは別に扱い、その影響を考慮したシミュレーションを行っています。

※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を使用した。
(承認番号 平30情使、第864号)

石川県土木部河川課 平成30年12月